

平成24年3月28日

子 対 第 2 1 1 号

警 察 本 部 長

子ども女性対象性犯罪等の未然防止を図るための先制・予防的活動推進要領

(概要)

本通達は、子どもや女性を対象とした性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい行為等について行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動の推進に関し、必要な事項を定めている。